

承認第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

令和4年度木津川市国民健康保険特別会計補正予算第1号について

令和4年度

国民健康保険特別会計
補正予算第1号

京都府木津川市

令和4年度 木津川市国民健康保険特別会計補正予算第1号

令和4年度木津川市の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,118,451千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項
5 府支出金	
	1 府補助金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
5,113,809	1,000	5,114,809
5,113,809	1,000	5,114,809
7,117,451	1,000	7,118,451

歳出

款	項
2 保険給付費	
	7 傷病手当金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,064,655	1,000	5,065,655
0	1,000	1,000
7,117,451	1,000	7,118,451

令和4年度

予算に関する説明書

(国民健康保険特別会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額
5 府支出金	5,113,809
歳入合計	7,117,451

補正額	計
1,000	5,114,809
1,000	7,118,451

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	5,064,655	1,000	5,065,655
歳出合計	7,117,451	1,000	7,118,451

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
1,000	0	0	0
1,000	0	0	0

2 歳入

5 款 府支出金
1 項 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	5,113,808	1,000	5,114,808
計	5,113,809	1,000	5,114,809

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	1,000	特別調整交付金分・増

3 歳出

2 款 保険給付費 7 項 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	0	1,000	1,000	1,000			
		(特定財源内訳)					
		特別調整交付金分		1,000			
計	0	1,000	1,000	1,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	1,000	傷病手当金支給事業 傷病手当金	1,000 1,000